

福島市告示第136号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同法第231条の2の3第2項の規定に基づき、下記の者を指定納付受託者に指定したので告示します。

令和 8年 4月 27日

福島市長 馬場 雄基

記

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
BABY JOB 株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島6丁目7-8 7F
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
公立保育施設に係る利用料その他これに類する歳入
(誰でも通園制度実費徴収金、病児・病後児保育実費徴収金、
保育施設副食売払収入、保育施設主食売払収入等)
- 3 指定納付受託者に歳入を納入させる期間
令和8年4月27日から令和9年3月31日まで